

令和 7 年 7 月 1 8 日
北 海 道 開 発 局**指名停止措置を行いました**

～「不正又は不誠実な行為」～

北海道開発局は、合同会社 S a l i t に対し、業務の履行が困難であると申し出たことにより、契約解除となったことから指名停止 3 カ月の措置を行いました。

（「北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領」別表第 2 第 1 5 号に該当）

合同会社 S a l i t は、令和 7 年 4 月 2 3 日に契約締結した室蘭開発建設部発注の「室蘭開発建設部 庁舎 2 階外照明更新作業」において、契約締結後に見積価格に誤りがあったとして、業務の履行が困難であると申し出たことにより、契約解除となったことから、指名停止措置を行うものです。

記

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
合同会社 S a l i t	北海道札幌市東区伏古 1 0 条 2 丁目 1 8 番 1 9 号

2. 指名停止措置期間：令和 7 年 7 月 1 8 日～令和 7 年 1 0 月 1 7 日（3 カ月）

3. 指名停止措置の範囲：北海道開発局管内

4. 参考

○指名停止措置要領別表第 2 第 1 3 号

措 置 要 件	期 間
（不正又は不誠実な行為） 1 5 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 カ月以上 9 カ月以内

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話（代表）011-709-2311

開発監理部 会計課 会計指導官 五十嵐 輝（内線 5703）

開発監理部 会計課 上席専門官 小川 英人（内線 5833）

北海道開発局ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/>